

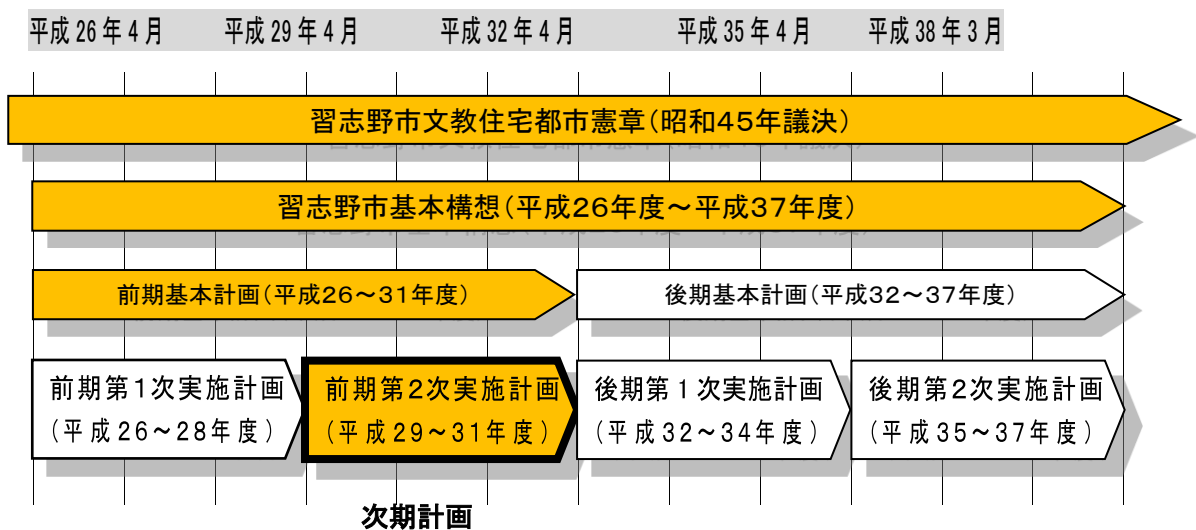
習志野市前期第2次実施計画の策定について

1 習志野市の計画体系

習志野市の計画体系は、まちづくりの基本理念である「文教住宅都市憲章」を頂点として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

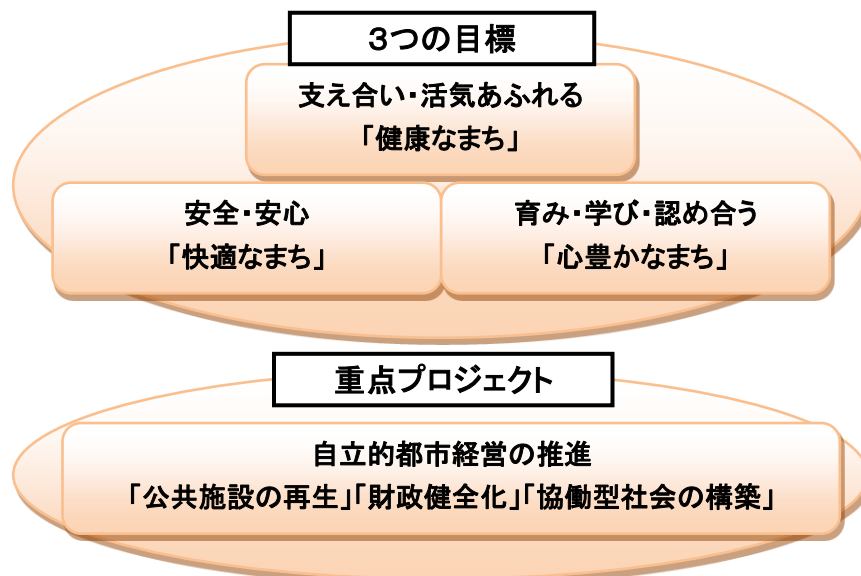
習志野市基本構想は、目標年度を平成37(2025)年度までとし、基本計画は、前期基本計画を平成26(2014)年度～31(2019)年度、後期基本計画を平成32(2020)年から37(2025)年度の各6年間としています。

また、社会の変化や住民ニーズに柔軟に適應するため、前期、後期のそれぞれ3年間ごとに、第1次、第2次の実施計画を策定することとしています。



2 計画策定の趣旨

基本構想は、将来都市像を「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」とし、この将来都市像を実現するため、次の3つの目標と3つの重点プロジェクトを掲げています。



前期第1次実施計画では、更にこの目標と重点プロジェクトを具現化し、事業の推進を図るための事業計画として策定しました。

前期第2次実施計画は、この第1次実施計画の進捗状況等を踏まえた上で、時代の変化などにより、新たに必要となった項目の追加や精査等を行い、平成29年度から平成31年度までの3年間の事業計画として策定するものです。

3 計画策定の方針

計画の策定にあたっては、次の点に留意します。

- (ア) 基本構想及び前期基本計画に掲げられた施策体系に基づき、その施策の実現を目指した計画とします。
- (イ) 具体的な予算事業として掲げ、実効性のある計画とします。
- (ウ) 各事業の内容をわかりやすくするため、年度ごとに具体的な内容を示します。
- (エ) 平成27年度に策定した「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」)の計画期間が、第2次実施計画の計画期間と同様の平成31年度までとなっていることから、本実施計画は、「総合戦略 第2次アクションプラン」を兼ねるものとします。

4 計画を推進するにあたって

計画を推進するにあたり、次の点に留意します。

- (ア) 事業の実施状況については、行政評価を活用し、適切な進行管理を行います。
- (イ) 関係機関及び関連計画との十分な調整のもと、事業を実施します。
- (ウ) 今後とも、本市を取り巻く社会情勢の的確な把握に努め、計画と実際の状況との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

5 目次(案)

第Ⅰ部 総論

第Ⅱ部 成果指標と目標値

第Ⅲ部 実施計画(前期基本計画の各章ごと)

第Ⅳ部 参考資料

(1) 実施計画 各部ごと一覧

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2次アクションプラン
成果指標と目標値

(3) まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2次アクションプラン 該当事業一覧

(4) まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2次アクションプラン 各部ごと一覧